

「南海トラフ大地震」に備えて

木造住宅耐震診断・耐震改修費用補助事業

受付期間 平成29年1月31日(火)まで

※予算が無くなりしだい終了

木造住宅(昭和56年以前)耐震診断が無料になりました!

■派遣方式が導入されました

木造住宅の耐震診断を希望する方の自宅に、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。この方式の利点は、耐震診断に係る申請者の費用負担が無くなり(無料)、評価手数料のみで耐震診断を行えることです。

従来の補助方式か派遣方式を選択することになります。※重複はできません

耐震診断補助

【派遣方式】
耐震診断費用が
0円(無料)

評価手数料(3,000円
または9,720円)のみで診断可能

【補助方式】
補助対象費の2/3
以内、かつ、
上限**35,000円**

耐震改修補助

【改修設計】
補助対象費の
2/3以内、かつ、
上限**200,000円**

【耐震改修工事監理】
補助対象費の
2/3以内、かつ、
上限**40,000円**

【耐震改修工事】
補助対象費の
総額、かつ、
上限**900,000円**

■代理受領者制度が導入されました

この制度を利用すると、申請者が耐震改修工事にかかった工事費用を業者へ支払う際に、工事費用から補助金額を差し引いた残額を業者へ支払い、補助金は市から直接業者に支払うこととなります。

改修工事が90万円までなら
工事費は
0円!



住宅リフォーム等補助事業

受付開始 8月1日(月) 8時30分

■補助対象者

- 市内に在住で、持ち家住宅のリフォームなど工事を行う人
- 市税を滞納していない人
- 施工業者、申請者がともに暴力団員などでない人

■補助対象住宅

- 市内所有で、建築後10年以上経過して自ら居住している住宅
- ※マンションなどの集合住宅は個人専有部分、店舗などの併用住宅は個人住宅部分

■補助対象工事

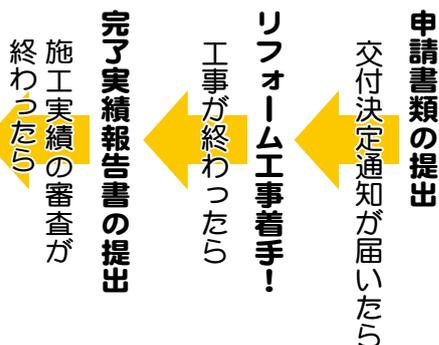
- 市内の建築業者が、補助対象工事の施工業者であること
 - 補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む)が、10万円以上であること
 - 平成29年1月31日(火)までに、完了実績報告書の提出ができる工事であること
- ※補助対象とならない工事がありますので事前にお問い合わせください

補助額

最大 **100,000円**

※対象費用の10%を補助します(補助は、対象工事費用が10万円以上の場合に限ります)

■手続きの流れ



補助金を指定口座へ振り込み

※提出に必要な書類については、市ホームページをご覧ください、建築住宅課までお問い合わせください

住宅リフォームの減税制度

要件を満たすリフォーム工事などを行うと、所得税や固定資産税の控除が受けられる場合があります。

所得税については伊予三島税務署(24・5410)、固定資産税については税務課(28・6009)へお問い合わせください。

問 建築住宅課(消防防災センター5階)

28・6183

お得です!
派遣方式なら耐震診断費用が0円!



耐震診断及び耐震改修の対象者や対象となる住宅、手続き方法などの詳細については市ホームページに掲載しています。また、建築住宅課相談窓口でも事前相談を受け付けていますのでお問い合わせください。

※先着順に受け付けし、予算が無くなりしだい終了

施工業者は市内の建築業者である必要があります。市外業者の場合、補助対象にはなりません。